



第47回臨時総代会において祝辞を述べる大澤知事

大澤群馬県知事を招へいし第47回臨時総代会開催

平成21年9月1日(火)、第47回臨時総代会が群馬用水土地改良区庁舎二階大会議室において大澤知事を迎えて、総代82名の出席を得て開催されました。慎重審議の結果提出された全ての議案が原案どおり議決、承認されました。

群馬県知事が総代会に招へいされておいでになったのは初めてであります。

大澤知事は8月24日(月)にも群馬用水施設緊急改築事業の現地視察もして頂きました。

大澤知事は祝辞のなかで先の現地視察のことや群馬用水地区が赤城南麓、榛名東麓にまたがる広大さに驚いたことや、群馬県民100万人の生活を支える県央域のライフラインで有ると述べられました。

新年のあいさつ



理事長 大 林 俊 一

あけましておめでとうございます。組合員の皆様には輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、国内においては昨年よりの世界経済不況の影響により財源不足が生じ経済の立て直しが急務となっております。

このような中、農業を取り巻く情勢も悪化の一途をたどっております。しかし、我々土地改良区では、先人が築いてくれた土地改良施設を次世代につなぐべく組合員の皆さんとともにしっかり守っていかなければなりません。その一環として平成14年より実施されて参りました群馬用水施設緊急改築事業も平成22年3月をもちまして完了となります。しかし、これにより全ての施設が更新されたわけではありません。これからも施設更新を行っていかなければなりません。国、県、市町村の皆さんと充分議論を尽くし県央域のライフライン群馬用水施設の更新を計りながら農業経営の向上と農業振興を目指しつつ組合員の皆さんや100万県民の生活基盤確保を行っていきたく思っております。

本年も組合員の皆様の負託に応えるべく、役職員一丸となって邁進して参りますので、ご指導ご協力のほど宜しくお願い申し上げまして新年のご挨拶と致します。

補欠選挙により新役員決まる

平成21年9月1日開催の第47回臨時総代会において、役員補欠選挙が執行され2名の理事（員内）が当選されました。

理事 小林紀美夫 氏 第3被選挙区（前橋市富士見地区）

理事 中村 智昭 氏 第15被選挙区（高崎市箕郷地区）

任期は平成21年9月1日～平成23年8月20日

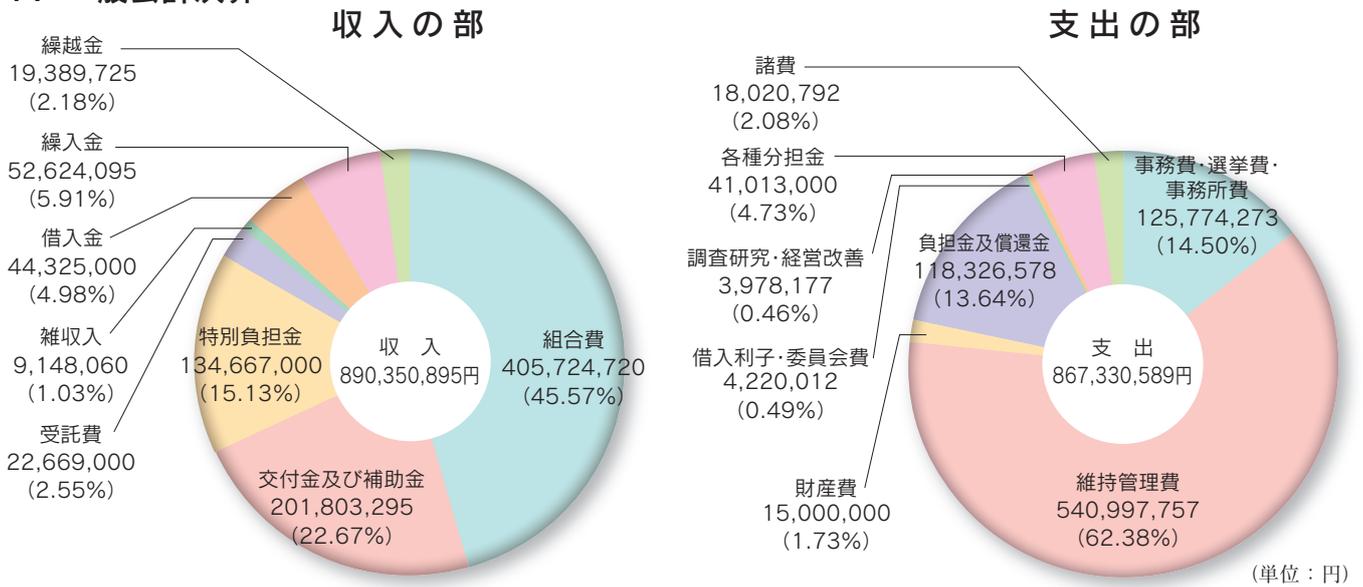
役員(理事)退任のお知らせ

理事 秋月保教 氏 平成21年8月1日付け退任

氏は、平成7年より監事として8年間、平成15年より理事として6年間、通算で14年間と言う長きにわたり改良区運営にご尽力を頂き、その功績は計り知れないものがあります。今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成20年度決算について

1. 一般会計決算



収支決算差引額 23,020,306円は平成21年度へ繰越

2. 特別会計決算

(単位：円)

会計名	収入	支出	差引増減
農地転用決済金	65,343,135	65,343,135	0
職員退職手当	54,224,671	54,224,671	0
利水高度化計画精算金	33,594,849	33,594,849	0

財産目録

資産

負債

平成21年5月31現在

摘要	金額(円)	摘要	金額(円)
流動資産	101,264,577	長期負債	755,174,956
1. 預金	23,020,306	1. 農林漁業金融公庫	755,174,956
2. 未収金	78,244,271	2. 群馬銀行(事業費借換)	0
特定資産	1,456,587,629	短期負債	1,395,487,629
1. 職員退職手当引当見返預金	268,119,926	1. 職員退職手当積立金	268,119,926
2. 農地転用決済金積立金	205,949,275	2. 農地転用決済金積立金	205,949,275
3. 利水高度化計画精算金積立金	921,418,428	3. 利水高度化計画精算金積立金	921,418,428
4. 財政調整基金積立金	61,100,000		
固定資産	264,556,633		
1. 土地	60,287,843		
2. 建物	204,268,790		
備品	35,640,161		
資産合計	1,858,049,000	負債合計	2,150,662,585

☆ 営農調整課からのお知らせ ☆



群馬用水土地改良区では、群馬用水で育った新鮮野菜を首都圏にPRし消費拡大を図るためにイベントを行いました。

平成21年10月23日(金)東京都中央区銀座にある、ぐんま情報センター「ぐんまちゃん家」と埼玉県「JR上尾駅構内」において、大林理事長・後閑副理事長をはじめとした参加者が、新鮮で安全・安心な群馬用水産の野菜とパンフレットなどを、先着1,500名分用意し配布しました。

訪れた人は新鮮で安全・安心な野菜に関心があり、行列ができるほど、たいへん盛況にイベントが実施されました。

今後も継続して実施することにより、群馬県野菜の消費拡大につながるものと確信しております。

群馬用水営農推進協議会 平成21年度



ナス立毛共励会（9月3日）



秋冬ネギ共励会（12月8日）

- 活動内容**
- (1) 農産物共励会、優良農家・団体の表彰
 - (2) 推進作物（ネギ・露地ナス）の振興
 - (3) 実証ほ設置による利水効果の確認と普及
 - (4) 耕作放棄地の解消と新規就農者の育成
 - (5) 各種灌水器具による灌水方法の推進
 - (6) JAを主体とした販売促進と野菜産地育成

はじめませんか？農業を！

帰農される方を応援します。

食の安全や自給率のアップのために
第二の人生を農業にかけてみませんか。
年金＋農業収入で安定した生活基盤を
（体を動かしメタバ対策にも最適）

◎群馬用水土地改良区・群馬県・JAでは団塊の世代の退職後の帰農を応援しています。

営農指導や散水器具の購入などをお手伝いします。

お電話待ってます！

群馬用水土地改良区 営農調整課

TEL 027-251-0019

かん水器材の相談に応じます！

群馬用水土地改良区では、組合員の皆様が畑地かんがいの施設を有効に利用して頂くことを目的とした、かん水器具の相談に応じています。地区でha以上の希望があれば県の補助事業により40%の補助が受けられ、かん水器材の導入ができます。

営農調整課までお気軽にお問い合わせ下さい。

こんな時は必ず届け出をお願いします。

◎組合員資格異動届

- ☆ 農地を売買または交換及び贈与しませんでしたか？
- ☆ 農地を貸借または解約しませんでしたか？
- ☆ 経営移譲しませんでしたか？
- ☆ 組合員の方が亡くなりませんでしたか？
- ☆ 住所を変更しませんでしたか？

◎預金口座振替依頼書

- ☆ 預金口座の変更・解約をしませんでしたか？

◎農地転用による地区除外等の通知及び意見書の交付願

- ☆ 群馬用水の受益地を農地転用する場合、組合員が申請手続きをし、土地改良区の意見書の交付を受けると共に決済金（1㎡当たり約69円から126円）を納入願います。
- ☆ 公共事業で農地が買収される場合
公共事業用地（道路・公園等）として農地を売渡し及び寄付した場合にも地区除外決済（決済金の納付）が必要です。決済金の納付は、土地改良法第42条2項で定められ義務づけられています。
関係公共機関に、文書等で徹底を図りますが、組合員の皆様も用地買収の話し合いの時点で、書類手続き並びに決済金の支払方法等、十分に話し合いされて、後日問題の起こらぬようお願いいたします。

◎施設園芸等の群馬用水使用許可申請書

- ☆ 施設園芸用水を使用するとき！
- ※ 平成22年度には、施設園芸の現地調査を行う予定です。
ご協力をお願いいたします。

◎群馬用水土地改良区加入申請書

- ☆ 新たに群馬用水地区に加入しようとするとき！

手続きの詳細なことは当土地改良区（TEL027-251-0019）財務課までご連絡ください。
必要な申請用紙は郵送いたします。

現在、賦課金を未納されているお宅には、納入のお願いに、職員、地元の理事と総代が訪問しております。

注1：賦課金を滞納した土地の取得にはご注意を。

滞納している土地を購入すると、取得された方がその土地の滞納金を支払うこととなります。

（土地改良法42条：権利義務の継承）

権利義務の継承とは、土地に有した事業に関する権利（水使用）と義務（賦課金納入）を引き継ぐことです。
従って、購入する際に土地代を決める場合は事前に当改良区に滞納の有無を必ず確認してください。

注2：公共機関（市町村・法務局等）で手続きをおこなっても、土地改良区に届出して頂かなければ台帳の修正はおこなわれませんのでご注意ください。

☆ 業務課からのお願い ☆

群馬用水土地改良区では施設の延命のための更新事業や道路改良等による布設替え工事を行っております。

これに伴い該当地域では断水が生じます。組合員の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

☆ 管理課からのお願いです ☆

みんなで群馬用水施設の管理にご協力を!!

群馬用水の施設は組合員さん全員の大切な施設です。調整池等の掃除や除草など施設管理に積極的に参加して、ゴミのない安全な施設として大切にしましょう。

また、各地区の役員皆様には、漏水など緊急時における止水や通報、工事に伴う断水連絡など、更なるご協力を宜しくお願い致します。

給水弁を壊さないで下さい!!

最近、大型農場機械により給水弁を破損する漏水事故が急増しております。

破損された場合の修理費は自己負担となりますので、耕作機械への搭乗前、慣れていない土地貸借での耕作前には予め目印などを立て、必ず給水弁の位置を確認しましょう。

給水弁の凍結防止に努めましょう!!

給水弁の管理は組合員さん各々で行うこととなっておりますので、各組合員さんが責任を持って給水弁の凍結防止に努めて下さい。漏水した水が路上に流出し凍結した場合、大事故に繋がる危険性があります。

【凍結防止対策】ワラ・もみガラ・毛布・ビニール等を柵の中に詰めて保護して下さい。

漏水を見つけたらすぐに連絡を!!

漏水事故の被害拡大を防ぐため、漏水を発見した場合は関係市町村役場の群馬用水係または群馬用水土地改良区管理課まで至急ご連絡下さい。

皆様からの通報が二次災害防止に繋がります。

※連絡先：群馬用水土地改良区管理課 TEL027-251-0019

工事に伴う断水のお願い!!

群馬用水緊急改築事業がH21年度事業完成に向けて各地域で実施されております。最終年度に伴いまして、今冬期は数多くの断水により組合員皆様方には大変ご迷惑をお掛け致しておりますが、何卒ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

☆ 財務課からのお知らせ ☆

施設園芸実態調査について

施設園芸台帳整備を目的とした現地調査を、平成22年度に実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、施設園芸（ビニールハウス等）で水利用され土地改良区に申請書が提出されていない方は土地改良区までご連絡下さい。申請書を送付いたします。

未収金対策組織立ち上げについて

農業情勢が大変厳しい中、賦課金を未納される方が年々増加傾向にあります。土地改良区では理事・総代さんを中心とした未収金対策組織を立ち上げました。

未納されている方に賦課金に対するご理解を頂くため、また本人が抱える問題等を聞き取りさらには解決するために理事・総代さんと未納者宅を訪問し調査を行っております。今後とも賦課金納入にご理解とご協力をお願いいたします。

群馬用水地域 史跡めぐり

あちこち見学するべ〜♪

其の五



上三原田の歌舞伎舞台

渋川市赤城町にある上三原田の歌舞伎舞台は文政2年（1819年）に地元で生まれた大工「永井長治郎」が赤城山天竜寺境内に建築したと伝えられており、明治15年に現在地に移築されました。この歌舞伎舞台は全国に例を見ない四つの特殊な機構（ガンドウ機構、遠見機構、柱立廻式廻転機構、セリヒキ機構）を備えている最古の回り舞台で、昭和35年6月9日に国の重要有形民俗文化財に指定されました。現在でも地元住民による農村歌舞伎が公演されており、毎年多くの人々が集まります。

お悔やみ

当改良区の役員、総代でありました次の方がご逝去されました。ここに生前のご功績に対し深甚なる敬意と感謝を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

理事	池田 清 氏	（渋川市赤城地区）	平成21年8月30日	ご逝去
理事	木暮治一 氏	（全県区）	平成21年7月28日	ご逝去
総代	清水 豊 氏	（高崎市榛名地区）	平成21年5月26日	ご逝去

職員退職

田端真理子（財務課主任）平成21年7月31日付け